
令和 8 年度

健康診査推進計画



新潟県後期高齢者医療広域連合

(令和 8 年 7 月)

1 後期高齢者医療制度加入者（被保険者）の状況

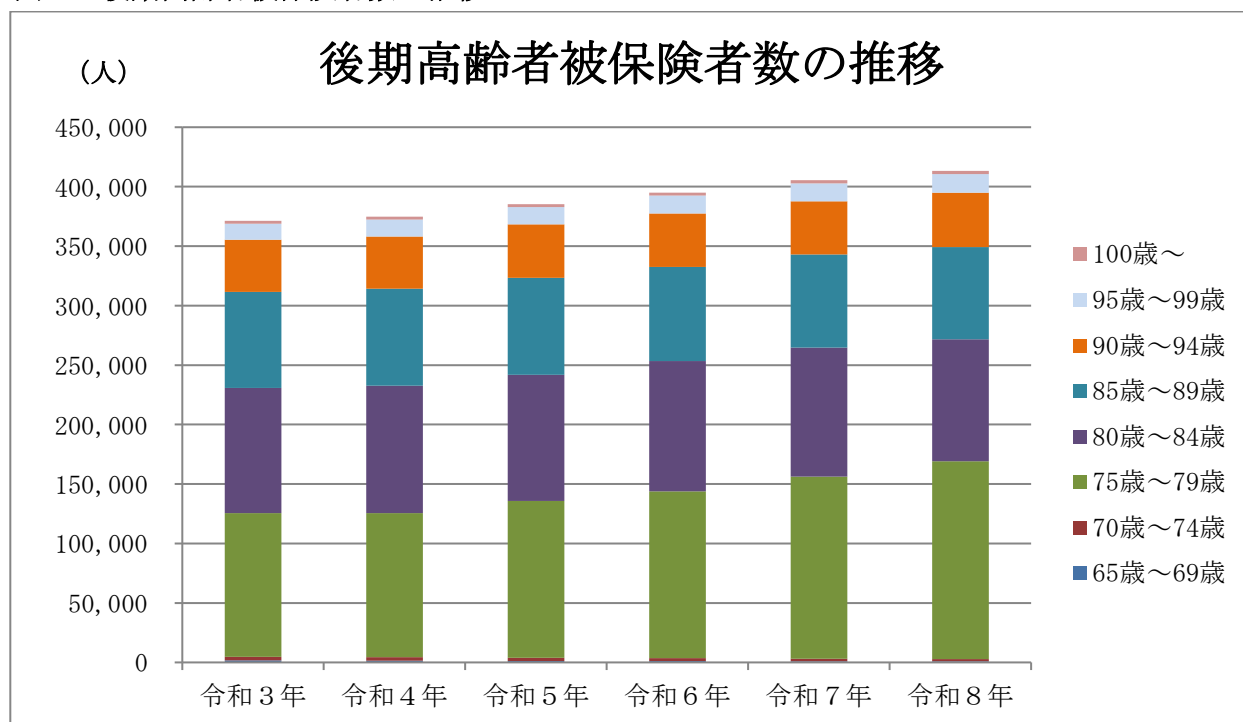
新潟県における令和8年4月1日現在の後期高齢者医療制度加入者（被保険者）は413,355人であった。前年の被保険者と比較して8,003人増加、対前年度比102.0%である。図1のように被保険者数は増加傾向で、年齢別では75歳～79歳の被保険者が最も多くなっている。

表1 後期高齢者医療制度加入者数（被保険者数）（各年4月1日現在、単位：人）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
65歳～69歳 ※	1,710	1,415	1,253	1,113	1,047	1,005
70歳～74歳 ※	2,971	2,944	2,642	2,411	2,035	1,791
75歳～79歳	120,988	121,135	132,004	140,385	153,117	166,472
80歳～84歳	105,023	107,144	106,012	109,465	108,505	102,471
85歳～89歳	80,973	81,482	81,348	79,113	78,345	77,536
90歳～94歳	43,722	44,040	45,027	45,094	44,707	45,792
95歳～99歳	13,599	14,276	14,666	15,062	15,123	15,628
100歳～	2,179	2,348	2,341	2,453	2,473	2,660
合 計	371,165	374,784	385,293	395,096	405,352	413,355

※ 一定の障がいがあり加入手続きをされた方

図1 後期高齢者被保険者数の推移



2 これまでの健康診査の実施状況

新潟県には30市町村があり、当広域連合の健康診査は、市町村への委託により実施している。

健康診査対象者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（以下「法」という。）第50条に定める被保険者とする。なお、年度中に75歳に達する者は、75歳の誕生日から健康診査対象者となる。ただし、原則として次のいずれかに該当する者は除く。

- ① 刑事施設、労役場、その他これに準ずる施設に拘禁されている者
- ② 国内に住所を有しない者
- ③ 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者
- ④ 病院又は診療所に6月以上継続して入院している者
- ⑤ 法第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設（障害者支援施設・養護老人ホーム・介護保険施設等）に入所又は入居している者
- ⑥ 当該年度に法第20条に規定する特定健診及びこれに相当する健康診断を受診した者

目標及び実績受診率は、市町村における数値を積み上げて算出している。

具体的には次の計算式による。

$$(\text{受診率}) = (\text{受診者数}) \div \{ (\text{被保険者数}) - (\text{健康診査対象除外者数}) \} \times 100$$

※受診者数は、人間ドックを受診し結果の提出及び保健事業等への活用に同意を得た者を含む。

3 現状の分析

被保険者数の増加とともに、健診受診率も上昇傾向にある。＜表2参照＞

受診率上昇の主な要因としては、各市町村で被保険者が受診しやすい体制づくりのための取組や未受診者への受診勧奨、効果的な啓発活動が行われたことなどがあげられる。

＜(7)対象者への案内方法、(8)受診しやすい体制づくりのための取組の実施等参照＞

また、平成28年度から人間ドックを受診した被保険者のうち、健診結果の提出及び結果を保健事業等へ活用することに同意を得た者も受診者に含めて集計しており、令和4年度は23市町村で受診者数全体に占める割合が3.9%であったものが、令和7年度では26市町村で4.4%に増加し、受診率の向上につながっている。＜表2参照＞

（参考：平成28年度は8市町村、受診者数全体に占める割合0.8%）

表2 後期高齢者健康診査受診者・受診率の推移

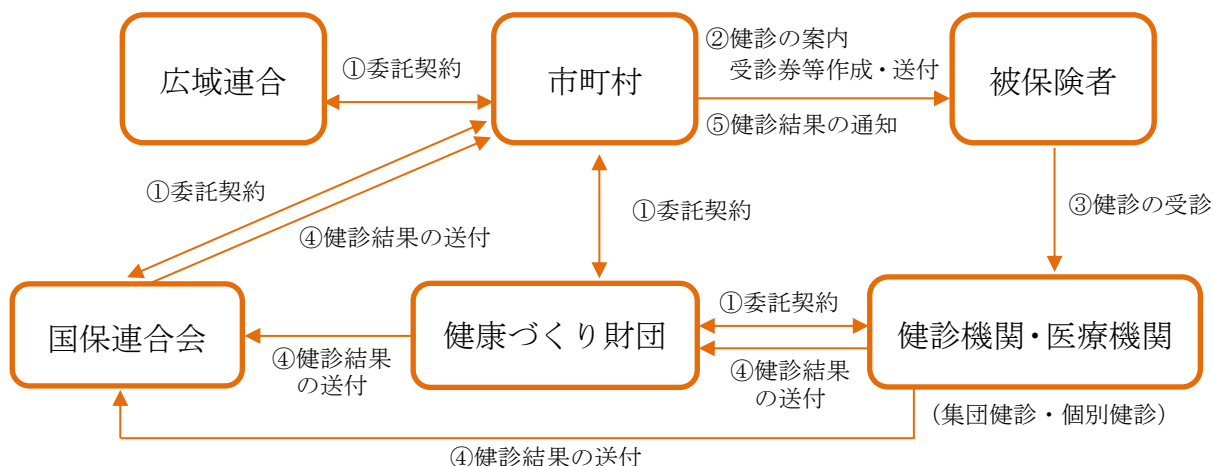
市町村名	令和4年度						令和5年度						令和6年度						令和7年度					
	被保険者数 (人) A	健診受診者 数(人) B	人間ドック 受診者数(人) B'	受診率 (%) (B+B')/A	健診除外 者数(人) C	受診率 (%) (B+B')/(A-C)	被保険者数 (人) A	健診受診者 数(人) B	人間ドック 受診者数(人) B'	受診率 (%) (B+B')/A	健診除外 者数(人) C	受診率 (%) (B+B')/(A-C)	被保険者数 (人) A	健診受診者 数(人) B	人間ドック 受診者数(人) B'	受診率 (%) (B+B')/A	健診除外 者数(人) C	受診率 (%) (B+B')/(A-C)	被保険者数 (人) A	健診受診者 数(人) B	人間ドック 受診者数(人) B'	受診率 (%) (B+B')/A	健診除外 者数(人) C	受診率 (%) (B+B')/(A-C)
新潟市	118,444	33,688	0	28.4	9,187	30.8	122,621	35,537	0	29.0	9,217	31.3	126,510	38,319	0	30.3	9,384	32.7	130,638	40,114	0	30.7	9,403	33.1
長岡市	42,913	12,568	0	29.3	3,356	31.8	44,385	13,316	0	30.0	3,379	32.5	45,606	14,576	0	32.0	3,370	34.5	46,968	15,249	0	32.5	3,347	35.0
三条市	16,380	2,476	275	16.8	3,483	21.3	16,774	2,646	283	17.5	4,384	23.6	17,212	3,000	380	19.6	3,456	24.6	17,617	3,187	475	20.8	3,547	26.0
柏崎市	14,503	3,133	0	21.6	1,017	23.2	14,831	3,652	0	24.6	978	26.4	15,210	4,183	0	27.5	1,007	29.5	15,495	4,634	0	29.9	1,008	32.0
新発田市	15,787	3,911	275	26.5	1,237	28.8	16,130	4,351	400	29.5	1,262	32.0	16,523	4,771	498	31.9	1,262	34.5	16,918	4,995	599	33.1	1,233	35.7
小千谷市	6,305	1,075	304	21.9	982	25.9	6,544	1,176	386	23.9	883	27.6	6,770	1,207	431	24.2	974	28.3	6,968	1,295	491	25.6	1,035	30.1
加茂市	5,102	1,085	44	22.1	454	24.3	5,241	1,186	59	23.8	453	26.0	5,360	1,232	46	23.8	462	26.1	5,453	1,332	65	25.6	436	27.8
十日町市	10,875	1,621	224	17.0	893	18.5	11,223	1,812	275	18.6	891	20.2	11,392	2,084	329	21.2	891	23.0	11,615	2,139	321	21.2	891	22.9
見附市	6,939	1,932	0	27.8	495	30.0	7,153	2,089	18	29.5	507	31.7	7,297	2,231	27	30.9	508	33.3	7,484	2,362	49	32.2	485	34.4
村上市	12,380	2,616	216	22.9	1,122	25.2	12,518	2,889	276	25.3	1,136	27.8	12,691	3,219	227	27.2	1,127	29.8	12,831	3,418	547	30.9	1,157	34.0
燕市	12,809	1,595	244	14.4	1,072	15.7	13,204	2,032	259	17.4	1,057	18.9	13,585	2,794	290	22.7	1,050	24.6	13,959	2,647	333	21.3	1,065	23.1
糸魚川市	9,339	1,301	101	15.0	723	16.3	9,447	1,414	124	16.3	707	17.6	9,503	1,963	121	21.9	689	23.6	9,536	2,222	116	24.5	670	26.4
妙高市	6,101	1,428	68	24.5	475	26.6	6,191	1,534	48	25.6	469	27.6	6,309	1,652	76	27.4	468	29.6	6,455	1,729	80	28.0	456	30.2
五泉市	9,132	1,335	101	15.7	829	17.3	9,368	1,493	124	17.3	788	18.8	9,641	1,586	140	17.9	830	19.6	9,974	1,687	143	18.3	784	19.9
上越市	32,339	6,399	383	21.0	2,428	22.7	33,278	7,526	457	24.0	2,386	25.8	34,225	8,135	536	25.3	2,455	27.3	35,092	8,933	652	27.3	2,456	29.4
阿賀野市	7,020	957	191	16.4	699	18.2	7,164	1,130	202	18.6	729	20.7	7,224	1,270	234	20.8	715	23.1	7,386	1,364	270	22.1	691	24.4
佐渡市	12,443	3,165	383	28.5	1,095	31.3	12,454	3,339	416	30.2	1,036	32.9	12,480	3,453	474	31.5	1,034	34.3	12,488	3,512	528	32.4	964	35.1
魚沼市	6,750	1,082	90	17.4	523	18.8	6,835	1,213	100	19.2	526	20.8	6,980	1,273	116	19.9	589	21.7	7,134	1,359	95	20.4	595	22.2
南魚沼市	9,261	1,752	178	20.8	715	22.6	9,495	2,047	190	23.6	714	25.5	9,725	2,294	268	26.3	716	28.4	10,012	2,406	289	26.9	736	29.1
胎内市	5,158	880	134	19.7	459	21.6	5,351	938	141	20.2	458	22.1	5,476	1,025	172	21.9	469	23.9	5,679	1,108	198	23.0	483	25.1
聖籠町	1,667	470	12	28.9	143	31.6	1,757	496	16	29.1	138	31.6	1,825	521	20	29.6	141	32.1	1,915	602	33	33.2	145	35.9
弥彦村	1,262	326	8	26.5	95	28.6	1,300	382	16	30.6	96	33.1	1,369	406	13	30.6	103	33.1	1,436	417	18	30.3	96	32.5
田上町	2,115	399	27	20.1	176	22.0	2,202	453	25	21.7	171	23.5	2,264	489	25	22.7	174	24.6	2,380	503	32	22.5	160	24.1
阿賀町	2,916	437	0	15.0	241	16.3	2,904	448	0	15.4	243	16.8	2,892	497	0	17.2	251	18.8	2,867	488	0	17.0	254	18.7
出雲崎町	1,033	305	0	29.5	74	31.8	1,042	324	0	31.1	78	33.6	1,048	322	21	32.7	80	35.4	1,044	321	50	35.5	76	38.3
湯沢町	1,592	393	27	26.4	76	27.7	1,659	357	34	23.6	78	24.7	1,714	379	11	22.8	78	23.8	1,771	394	105	28.2	92	29.7
津南町	2,212	542	128	30.3	464	38.3	2,192	520	153	30.7	441	38.4	2,187	526	182	32.4	505	42.1	2,169	531	195	33.5	475	42.9
刈羽村	689	230	66	43.0	13	43.8	719	255	75	45.9	7	46.3	753	267	81	46.2	9	46.8	754	266	84	46.4	11	47.1
関川村	1,227	128	31	13.0	109	14.2	1,224	131	31	13.2	117	14.6	1,239	141	38	14.4	110	15.9	1,232	146	46	15.6	105	17.0
栗島浦村	91	66	0	72.5	12	83.5	87	57	0	65.5	13	77.0	86	54	2	65.1	14	77.8	82	52	2	65.9	13	78.3
合 計	374,784	87,295	3,510	24.2	32,647	26.5	385,293	94,743	4,108	25.7	33,342	28.1	395,096	103,869	4,758	27.5	32,921	30.0	405,352	109,412	5,816	28.4	32,869	30.9

令和8年度健康診査

1 健康診査の実施方法

(1) 実施体制

新潟県後期高齢者医療広域連合が主体となり、県内30市町村への業務委託により実施する。



(2) 健康診査項目

検査項目は、原則として市町村が実施する特定健診の項目に準ずる。ただし、次に掲げる健診項目以外の項目を実施した場合は、その経費は市町村の負担とする。

表3 健診検査項目

検査項目	検査内容
問診	既往歴等の調査
身体測定	身長、体重、BMI（※）
血圧測定	収縮期血圧、拡張期血圧、心拍数
尿検査	尿糖、尿蛋白、尿潜血
脂質検査	中性脂肪、HDL、LDL、総コレステロール
肝機能検査	AST、ALT、 γ -GT
腎機能検査	血清クレアチニン
血糖検査	HbA1c、空腹時または随時血糖
貧血検査	赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値

（※）腹囲測定は除く

(3) 対象者

対象者の把握は、市町村ごとに行う。

対象者は法第50条に定める被保険者とし、年度中に75歳に達する者は、75歳の誕生日から健診対象者とする。

ただし、原則として次のいずれかに該当する者は除く。

- ① 刑事施設、労役場、その他これに準ずる施設に拘禁されている者
- ② 国内に住所を有しない者
- ③ 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者
- ④ 病院又は診療所に6月以上継続して入院している者
- ⑤ 法第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設（障害者支援施設・養護老人ホーム・介護保険施設等）に入所又は入居している者
- ⑥ 当該年度に法第20条に規定する特定健診及びこれに相当する健康診断を受診した者

なお、除外対象者①・②・③・⑥については、市町村の担当部署に確認して人数の把握を行う。④・⑤については、KDBシステムにおける帳票を活用する。また、市町村独自で把握できる場合はその人数を利用する。

(4) 受診者の自己負担

無料とする。

(5) 健康診査受診目標

目標受診率は市町村における数値を積み上げて算出しており、次の計算式による。

$$(\text{受診率}) = (\text{受診者数}) \div \{ (\text{被保険者数}) - (\text{健康診査対象除外者数}) \} \times 100$$

表4 健診目標・実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標 (%)	28.5	28.6	29.6	30.6	32.5
実績 (%)	26.5	28.1	30.0	30.9	

※ 目標・実績値ともに、人間ドックを受診し結果の提出及び保健事業等への活用に同意を得た者を含む。

令和8年度市町村別目標受診率は次ページのとおり。

表5 市町村別 目標受診率

市町村名	令和8年度 目標			
	被保険者数（人）	健診対象除外者数（人）	受診者数（人） ※人間ドック・ みなし健診を含む	受診率（％）
新潟市	133,687	9,447	42,590	34.3
長岡市	48,048	3,406	17,906	40.1
三条市	18,037	3,514	3,496	24.1
柏崎市	15,687	1,001	5,075	34.6
新発田市	17,347	1,286	5,960	37.1
小千谷市	7,161	1,032	1,845	30.1
加茂市	5,553	429	1,402	27.4
十日町市	11,757	911	2,511	23.2
見附市	7,676	502	2,362	32.9
村上市	13,011	1,172	3,971	33.5
燕市	14,210	1,082	4,083	31.1
糸魚川市	9,512	653	2,423	27.4
妙高市	6,508	450	1,880	31.0
五泉市	10,122	772	1,910	20.4
上越市	35,793	2,453	9,714	29.1
阿賀野市	7,661	697	1,810	26.0
佐渡市	12,366	995	4,170	36.7
魚沼市	7,275	616	1,498	22.5
南魚沼市	10,278	736	3,024	31.7
胎内市	5,777	490	1,420	26.9
聖籠町	1,998	149	510	27.6
弥彦村	1,462	102	408	30.0
田上町	2,440	162	571	25.1
阿賀町	2,882	266	700	26.8
出雲崎町	1,049	78	389	40.1
湯沢町	1,790	89	540	31.7
津南町	2,158	441	828	48.2
刈羽村	792	5	378	48.0
関川村	1,240	111	285	25.2
粟島浦村	78	10	61	89.7
合計	413,355	33,057	123,720	32.5

(6) 実施時期及び実施形態

委託機関である各市町村における時期及び形態により実施する。

「通」は通常の健診、「未」は未受診者に対して実施する追加健診を示す

[illegible]

(7) 対象者への案内方法

市町村それぞれの方法により案内を行う。

案内方法	実施市町村数
受診対象となる全被保険者に受診券を郵送	3
受診対象となる全被保険者の健診希望者を把握し、健診希望者に受診券等を郵送	21
その他 ・ 3月上旬に、健診日程等が記載された冊子を広報誌と共に全戸配布。4月上旬に前年度後期高齢者健診またはがん検診を受診した人に、個別の案内はがきを送付。また、後期高齢者健診またはがん検診を申し込まれた人に健診の受診案内や質問票等を郵送（受診券は郵送していない） ・ 過去3年間にがん検診、健康診査を受診した方へ郵送 ・ 受診対象者となる全被保険者のうち、過去2年間で受診歴のある該当者に受診票等を郵送 ・ 75歳～80歳までは全員、81歳以上は前年度に集団健診を受診した人または新規申込みされた人へ健診案内を送付 ・ 前年度に健診受診歴がある人に対して、日時会場を割振りし、健診案内はがきを送付。健診日の3週間前までに新規・変更・キャンセルの受付。健診日の2週間前頃に予約がある人へ受診券を送付 ・ 全世帯へ意向確認書を送付し、受診希望者へ受診票を送付	6

(8) 受診しやすい体制づくりのための取組の実施

各市町村において、それぞれの地域事情に合わせ、実施計画を検討し、被保険者が受診しやすい体制づくりを行う。

取組一覧	実施市町村数	具体例
様々な媒体を活用した周知の実施	30	・ 広報誌、ホームページ、受診意向調査、チラシ、広報無線、地元ラジオ、SNS（市公式LINE等）、地区回覧等で周知 ・ 健診カレンダーや健診説明書の配布
機会を捉えた個別通知の実施	14	・ 対象者へ個人記録票を送付 ・ 前年度受診者（健診やがん検診）に個別案内通知を送付 ・ 健診予定日の1ヶ月前に案内を個別送付 ・ 後期高齢者医療制度新規加入者へ受診勧奨チラシを送付

保健推進員や老人クラブ等との連携による周知、受診勧奨	18	・保健推進委員等に住民の受診率に関する状況などを説明し、周知依頼 ・健康診査調査票・受診券の配布や回収を保健推進員に依頼し、受診勧奨 ・運動教室等での参加者への声掛け ・施設でのポスター掲示、のぼり旗の設置
高齢者が集まる機会を捉えた受診勧奨の実施	21	・老人クラブや地域のサロン、通いの場等での健康講話や健康相談で受診勧奨 ・出前講座（フレイル予防等）の健康教育の際に受診勧奨
未受診者への個別受診勧奨	17	・一体的実施の健康状態未把握者（健診・医療・介護実績無）訪問事業で受診勧奨 ・未受診者へナッジ理論を活用した個別受診勧奨（はがき）を実施 ・個別の訪問や電話 ・受診予約をして未受診の方に再通知
健診日の追加設定や休日健診等による受診機会の拡大	25	・土曜日や日曜日、休日に開催 ・日時指定地区割として追加実施
がん検診等との同時実施	28	・肺がん、大腸がん、前立腺がん、胃がん、子宮がん、乳がん検診等と同時実施
みなし健診の実施	2	・新潟県健康づくりのための情報提供事業もしくは市町村独自の方法により実施
その他	6	・一体的実施の対象者への受診勧奨 ・健康ポイントラリー事業の中で「健診受診」をポイントラリーの対象化

（９）健診結果等を活用した保健指導

各市町村において、それぞれの地域課題を分析し、他部門と連携体制づくりを行いながら、保健指導を行う。

取組一覧	実施市町村数	具体例
健診結果を通知する際の疾病予防や健康保持増進に関する情報提供	28	・健診結果の見方やフレイル予防の相談先を記載したリーフレットを同封 ・健診結果に疾病予防、生活改善に関するパンフレット等を同封 ・健康相談会のお知らせを同封
健診結果等を活用した個別保健指導等（医療機関への受診勧奨含む）	28	・受診者全員に個別結果説明会を開催し、保健師や管理栄養士による指導を実施 ・健康相談会等での個別相談や異常値放置者への受診勧奨（通知及び訪問）を実施 ・受診勧奨判定値については、診療依頼書兼結果通知書を発行

健診結果等を活用した集団保健指導等（医療機関への受診勧奨含む）	15	・結果説明会において集団での健診結果説明、保健指導 ・高血圧症、脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病の発症及び悪化を予防するための生活習慣や食事についての講座開催 ・地区住民を対象にした（高齢者を含む）健康教室で健診結果を活用し、高血圧や糖尿病等をテーマに保健指導を実施 ・CKD 予防講演会等を実施
個人の健診結果に応じて文書や電話等によりアドバイス等を実施	20	・健診の結果、医療受診が必要であるが未受診である人に対して通知及びリーフレットを送付 ・結果説明会欠席者に個々の所見に合わせたワンポイントアドバイスを記載し結果を返却 ・健診結果が年々悪化している等の受診者について、結果送付の際に個人の結果や生活状況に応じてアドバイスを記載
地域の健康課題等の分析に活用	25	・一体的実施の実施要領作成や分析資料として活用。健診受診率や有所見率、未受診者割合などのデータを活用 ・健診結果を自治体全体、地区別に集計しKDB等のデータと合わせ健康課題を分析 ・データヘルス計画、一体的実施等に活用 ・医療費分析や地域の疾病傾向分析から保健事業への活用 ・健診結果を分析し、町の課題を把握した上で必要な取り組みについて事業を展開
市町村介護部門と連携した取組（健診結果の共有、健診結果に応じた介護部門への情報提供等）	22	・健診結果を活用し介護予防事業の対象者選定や事業評価を実施 ・地域包括支援センターと地区別の健診データを共有 ・介護認定の原因疾患の分析等に健診データを活用 ・健診結果の分析から介護予防の視点が見えてくることから、介護部門と情報を共有し、高齢者事業に活用 ・一体的実施に向けた取組の検討、評価指標として活用

健診ガイドラインによる「CKD 進展予防のための判定基準及びフローチャート」に基づいた保健指導等	18	・フローチャートに基づき、受診勧奨判定値となった人に診療依頼書を発行して受診勧奨を実施 ・健診ガイドラインでの専門医受診者へ受診勧奨チラシを送付し未受診者へ受診勧奨・保健指導
健診結果やレセプトデータを活用した糖尿病性腎症等の重症化予防（上記以外）	25	・健診結果で腎機能低下がみられる人に対し、医療機関と連携して保健師・管理栄養士が保健指導を実施 ・健診結果や糖尿病管理台帳より対象者を抽出し、訪問等の個別指導を実施。 ・健診結果やレセプトデータの分析を行い、CKD 対策と優先的な訪問指導対象者の選定を実施
健診結果を個人ごとにわかりやすく加工して提供	6	・経年変化を確認できるように当該年度を含めて5年分の健診結果を掲載 ・注意すべき結果にはマーカー線を引き見やすくしたり、コメントを付けて提供 ・結果をレーダーチャートにして異常なし、要注意、危険と色分けして表示
健診や医療機関の受診がなく健康状態が把握できていない者への助言及び指導	20	・KDB 等を活用し、健康状態が不明な方を抽出し、訪問により個別指導等を実施。 ・地域で開催する健康講座等において健診や医療機関の受診歴がない人を把握した時に、健診の受診勧奨を実施 ・対象者を抽出し、調査票の送付、訪問・電話による聞き取りを行い必要に応じて健診や医療機関受診など必要な支援につなげる ・地域包括支援センターと連携して保健指導を実施
健診結果に応じた情報提供	20	・要精密検査者などへ受診勧奨通知を発送 ・CKD 進行予防のための判定基準に基づき、該当者に CKD 啓発シールを郵送し、CKD の啓発を実施 ・健診受診後、医療未受診者に対し受診勧奨を実施 ・別途相談会を実施 ・早急に受診が必要と判断された場合の緊急的な訪問

(10) 健康教育、健康相談等

各市町村においては、健康教育や健康相談等を行い、被保険者の健康づくりに努める。

取組一覧	実施市町村数	具体例
健康教育（喫煙、飲酒、心の健康づくりに関する取組等）	26	・地域の茶の間やサロン等に出向き、フレイル予防や運動、栄養、心の健康、感染症予防等の健康教育を実施
健診結果によらない健康相談等	26	・フレイル予防、健康管理の定着、こころの健康を目的とした健康相談を実施 ・集落公民館等において保健師による健康相談等を実施 ・地域に出向き健康教育を実施。なんでも健康相談の他、随時来庁、電話相談に対応
健康手帳の交付	14	・健診や結果説明会の際に健康手帳を交付
健康の啓発事業（疾病予防や健康増進等の広報、情報提供）	28	・広報紙などで生活習慣病予防、フレイル予防、認知症予防、各種予防接種等について周知 ・通いの場やお茶の間サロン、健診会場を活用し、健康の保持増進、介護予防について普及啓発や健康体操を実施 ・FMラジオなどで健康啓発を実施
個人の努力を促すインセンティブ関係の取組	19	・健診や健康づくり事業（健康に関するセミナー、健康教室、ウォーキング、ヘルシーメニュー参加店の利用等）に参加することでポイントを付与し、ポイントに応じて表彰や景品交換、協賛店で利用できる優待カードの付与、地場産品等の抽選会に応募できるポイントラリー等を実施
その他	1	・集落のサロンや老人クラブのイベントにインストラクター等を派遣し、講話や体操を実施

個人情報保護

個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例を遵守し、適切な対応を行う。また、受診者の利益を最大限に保証するため個人情報の保護に十分配慮しつつ、効果的かつ効率的な健診・保健指導を実施するため、収集された個人情報を有効に利用する。

健康診査の結果データ等については、新潟県国民健康保険団体連合会の特定データ管理により保管する。

広域連合と市町村は、被保険者の健診に係るデータ等を適正に管理・利用する。

その他円滑な実施を確保するための事項

広域連合においては、データヘルス計画等に基づき、健康診査の実施方法、内容、実施率等について随時評価を行い、必要に応じ、実施方法、目標設定値の見直しを行う。

また、県内市町村における取組の把握に努め、適正な情報提供等を行うなど、市町村と連携し、事業の実施を行う。

市町村においては、未受診者に対する追加健診の実施や、高齢者が集まる機会での健康診査の周知・受診の働きかけなど、受診率向上のための取組を引き続き実施する。